

平成28年度 第3回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第3回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成28年6月27日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	2 小跡 孝廣 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 18 濱田 末夫 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 3 菊元 久義 7 島本 俊明 17 大段 幸雄 19 峯本 弥生		
出席者 総 数	出席委員 16名 欠席委員 5名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 窪田 松枝		
議 事 録 署名委員	4 西中 克弘 5 前田 榮子		
提出議題	議事 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第10号 非農地証明の申請について 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項 平成28年度農地利用状況調査について		

平成28年度第3回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第3回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、16名、欠席者数5名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 はい、どなたもご苦勞でございます。梅雨時期に入りまして、長雨と大雨が続いておりますけれども、また今晚から雨が降るということで、大きな雨、災害が増えない事を祈るばかりでございますけれども、本日提案いたしました案件につきましては、3条から5条まででございますけれども、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定を頂きたいと思っております。以上で、簡単ではございますが、開会の挨拶は終わります。

2 議事録署名者の指名について

議長 続きまして、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、28年度第3回農業委員会の議事録署名者につきましては、4番の西中委員と、5番の前田委員を指名いたします。また、書記につきましては、松岡事務局長、窪田書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から報告事項ございますか。

事務局長 いいえ、ありません。

4 議 事

議長 事務局から特別に諸報告も無いということでございますので、日程第4の議事に入りたいと思っておりますが、議案第7号の農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。貸人●●●●。住所、沖美町_____。借人▲▲▲▲住所、沖美町_____。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、633㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「貸人の申し入れにより、借り受ける」というものです。

つづいて、番号2。贈与人■■■■。住所、呉市_____。受贈人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、203㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の申し入れにより、受贈する。」というものです。

番号1号及び2号を合わせて、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは、この1番と2番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが、どなたかどうぞ。

委員 はい、沖美町の西中でございます。1番の●●さんと、▲▲さんの事につきまして、先ほど事務局からお話がありましたように、この2人は従兄弟でありまして、工務店を▲▲さんがしており、この大工の●●さんがですね、雇われているような、従兄弟の中でも親しい間柄でございまして、それで、●●さんがたくさん土地を持っているものだから、それを貸してもらって、この1~2年、花を作って出荷したり、色んなことに使いたいのが現状でございます。皆様方のご審議を計って頂きたいと思っております。

続いて、2番の■■さんと▲▲さんの方は、この件については、▲▲さんの家のすぐ隣に土地があるので、贈与してもらいまして、今現在またこれも同じように作りたいというのが現状でございます。

両方のお話を聞きましたら、間違いなしに、この資料の書いてあることが成立して物事が進んでおりますので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長 はい、この案件で何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いというご意見でございますので、さっそく審査の決定をしたいと思いますが、1番と2番を許可することに異議ありませんか？

委員 異議なしの声有り。

議長 全員、許可することに異議が無いということでございますので、1番と2番を許可いたします。

次申し上げます。

事務局長 はい、続きまして、番号3、贈与人、持分1/3●●●●。住所、広島市_____。持分1/3▲▲▲▲。住所、広島市_____。受贈人、■■■■。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇外3筆。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、2,520㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の申し入れにより、受贈する。」という

ものです。

以上で説明を終わります。

議長 はい、この3番の案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 能美町の爲廣です。●●●●さんと▲▲▲▲さんと■●●■さんは、名字が皆違いますけれども、三姉妹です。で、■●さんも元々、広島市内に住まわれていたのですが、今年の2月に、こちらの____の方の実家の所に帰って来てですね、元々あった農地の方を引き続きやるということで、もう現状始めております。始めているというか元々やっていた所をそのまま引き続きやっている感じですか。この申請どおり間違いないという事で確認いたしました。●●さんと▲▲さんには直接確認しています。▲▲さんはちょっと連絡がつかなかったですが、お二人から間違いないですよと聞いております。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 それでは、この3番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いということでございますので、この3番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次お願ひします。

事務局長 番号4。貸人、●●●●。住所、沖美町____。借人、▲▲▲▲。住所、沖美町____。所在地、沖美町____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、1,735㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「経営規模拡大のため、借り受ける。」というものです。

以上で説明を終わります。

議長 はい、この案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 沖美町の小林です。●●さんに確認いたしましたところ、申請のとおり、高齢でもう耕作が困難なため、△△の▲▲さんに貸し付けするそうです。▲▲さんも沖美町の方に沢山借りてからオリーブを今も作っている人でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 この案件について、何か他にご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この4番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号5。贈与人、●●●●。住所、能美町_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇外2筆。地目、台帳、田。現況、畑が2筆。台帳及び現況ともに畑が1筆。面積、120.39㎡。
申請理由は贈与で、受贈人は「耕作の利便性が高いので受贈する。」というものです。
以上で説明を終わります。

議長 はい、この案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 はい、能美町の前城です。15ページの地図にあるように、■■郵便局の隣に▲▲▲▲さんの家があります、その裏がこの度の申請農地です。●●さんと▲▲さんは兄と妹のような関係で、そういった関係で贈与するということです。審議の方よろしくをお願いします。

議長 他にご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この5番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号6。贈与人、●●●●。住所、能美町_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、

能美町_____。所在地，能美町_____。地番，〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑1筆。台帳及び現況ともに畑1筆。面積、1,167㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「経営規模拡大のため、受贈する。」というものです。

以上で説明を終わります。

議長

はい、この6番の案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員

能美町の下田でございます。よろしく申し上げます。●●さんと▲▲さんの畑が上下で近くにあります。この二人は住んでいる所も近所であります。▲▲さんは熱心に農業を進めておりますけれども、●●さんはここ数年ちょっと自分の土地で作っていない状況がありまして、そうした中で、●●さんと▲▲さんの二人に電話で確認したのですが、●●さんへ電話で、贈与するとなっておりますけれども間違いございませんかと聞いたところ。一方、▲▲さんにもそういうことで受贈するという話がついているんだというお話を確認しております。ご審議をよろしく申し上げます

議長

この案件について何かご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声有り。

議長

無いようでございますので、この6番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員

異議なしの声有り。

議長

許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で農地法3条の審議を終了いたします。

続きまして、議案第8号の農地法第4条の規定によります許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長

番号1。追認の案件です。申請人、●●●●。住所、大柿町_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳、田。現況、畑1筆。台帳及び現況ともに畑1筆。面積306㎡。申請理由は「平成3年頃、自ら耕作していた農地を取得したが、経営している工場の倉庫が狭隘となったため、平成13年頃に資材倉庫を建築した。農地法の許可が必要であったことを知り、今回始末書を添付して申請する。」というものです。

以上で説明を終わります。

議長

この案件について、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 胡子です。●●さんに話を聞いたのですが、今、事務局が説明されたとおりで、今回初めてこういうことが分かったので申請したということでした。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で議案第8号の農地法4条の審議を終了いたしまして、議案第9号に移ります。農地法第5条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1。譲渡人、持分1/3●●●●。住所、京都府宇治市_____。持分1/3▲▲▲▲。住所、能美町_____。持分1/3■●●■。住所、愛媛県松山市_____。譲受人、◆◆◆◆。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、271㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅を建築するため、譲り受ける。」二階建、建築面積は105.99㎡です。以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 能美町の前城です。この土地については中町の▼▼製菓の前なのですが、2月にも分筆して、今家が建っているのですが、ちょうど角、今回はそれをちょっと飛んで、昔、★★縫製があった前の方が設置するということです。◆◆さんの自宅が7月頃から着工する予定となっております。審議の程よろしくお願いします。

議長 この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いということでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員が異議が無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号2。追認の案件です。贈与人、●●●●。住所、能美町_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇外2筆。地目、台帳、田。現況、畑。面積、388㎡。

申請理由は贈与で、贈与人は「経営していた鉄工所を徐々に拡大した結果、農地に建設していた。数年前に廃業し、跡地を息子に譲ることにしたが、太陽光発電事業用地として利用しようとしたところ、農地法の許可が必要であったことを知り、今回、始末書を添付して申請する。」というものです。

受贈人は「太陽光発電設備を設置するため、受贈する。」というもので、パネル243枚 発電量49.5kwです。

以上で説明を終わります。

議長 はい、この案件につきまして、関係農業委員の意見を伺いたいと思います。

委員 はい、能美町の前城です。今回、●●さんと▲▲さんは親子です。ご存じのように、高田へ行く旧道の所なんですけれども、●●鉄工という鉄工所をやっていたんですけれども、資料に書いてあるように、数年前に廃業してから、今年の春頃に、更地にしています。資料に書いてあるように、農地にもかかっていたということで、この度、農業委員会の申請を出したということです。審議の程よろしくをお願いします。

議長 はい、他にご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この2番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員が許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。
次をお願いします。

事務局長 番号3。譲渡人、●●●●。住所、能美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番〇外1筆。地目、台帳、田。現況、畑1筆。地目、台帳及び現況ともに畑1筆。面積、1,065㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備を設置するため、譲り受ける。」というものです。パネル288枚 発電量76.32kwです。

以上で説明を終わります。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが。

委員 能美町の松岡です。譲渡人である●●さんとお会いして、これは▲▲さんは旦那さんが□□をしている方の▲▲さんです。この方と同級生で、お会いしていろいろ話されているだろうということで、譲り渡すことになったことに間違いないということです。▲▲さんの旦那さんにいろいろ話を聞いたんですけども、この土地がですね、太陽光をやりたいけれども、この土地がちょうど日当たりも良いし、今はもう何十年も農業をしていないような所でございます。日当たりが良いからやりたいということで、譲渡人と譲受人の話に間違いございませんので、よろしくをお願いします。

議長 この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 質問も無いようでございますので、この3番の案件につきまして許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で、議案第9号の農地法第5条の規定によります許可申請の審査を終わります。

次の議案第10号非農地証明の申請についてお願いします。

事務局長 番号1。申請人住所、沖美町_____。氏名、●●●●。所在地、沖美町_____。地番、〇〇番〇外2筆。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、736㎡。申請理由は、「昭和40年頃から耕作放棄しており、このたび地目変更のため申請する。」というものです。

5月27日に、森本会長以下6人の委員と事務局で現地確認を行いました。
以上で説明を終わります。

議長 非農地証明の申請でございますが、事務局長から説明があったとおりでございます。現地確認者の総括的な意見としては、現況の申請とおり受理許可すべきだという結論に達した訳でございます。本日提案をさせてもらった訳でございますが、これで受理するということが良いでしょうか。

委員 良いとの声有り。

議長 はい、そのように事務処理をさせていただきます。
次の議案第 11 号農用地利用集積計画の決定についてお願いします。

事務局長 3 件ですので、続けて説明します。番号 1 及び番号 2 は筆が違うだけで、併せて説明します。利用権を設定する農用地、大柿町_____〇〇番〇外 1 筆。現況地目、田。面積、1,853 m²。利用権を設定する者。大柿町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、大柿町_____、▲▲▲▲。設定する利用権、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 28 年 7 月 1 日。終期、平成 38 年 6 月 30 日。新規の案件です。

次に番号 3。利用権を設定する農用地、江田島町_____。現況地目、畑。面積、1,400 m²。利用権を設定する者。江田島町_____、■ ■ ■ ■ 外 4 名。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、能美町_____、◆ ◆ ◆ ◆。設定する利用権、賃貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成 28 年 7 月 1 日。終期、平成 33 年 6 月 30 日。更新の案件です。

以上で説明を終わります。

議長 関係農業委員の意見を伺いたいと思いますが。

委員 大柿町の小松です。●●●●さんと▲▲▲▲さんについて確認しました。ここは田んぼです。申請は間違いのないと思います。よろしくお願いします。

議長 3 番の案件で、何か、農業委員の意見を伺いたいのですが。

委員 大須の中田です。本来ならば島本委員がこれをするようになっていたのですが、用事があって出られないので私が代理で説明します。この設定に確認はしたのですが、間違いのないということでございます。それで、果樹園は、事務局から先ほど言われましたように、スモモの成木が埋まっております。十分に管理されているとは言い切れないのですが、まあまあ管理はどうにかなるというような状態です。よろしくお願いします。

議長 この 3 件の案件について、農用地利用集積計画が、市長から農業委員会への諮問という形で出てきているのですが、この 3 件の案件につきまして農業委員会からは異議が無いということで回答してよろしいでしょうか。

委員 異議なしの声有り。

議長 では、そのように事務処理をさせていただきます。
以上で農用地利用集積計画の決定につきまして、審議を終わります。

議長 それでは、日程第 5 の協議事項に入りたいと思います。

事務局長 協議事項の前に、資料でお配りしております、江田島市駐車場という図面の方をご覧いただけますでしょうか。こちらは、ご報告になりますが、8月1日から市役所本庁が現在の大柿分庁舎へ移転するにあたり、庁舎に隣接する農地を市が購入し、来客用の駐車場として整備します。また、福連木公園に隣接する農地2筆を借りて、公園利用者、来客、職員用駐車場として整備します。これらは農地ですので、通常は農業委員会の許可により転用を行うべきところですが、農地法第5条第1項のただし書き、許可が不要になる場合の第7号に該当するため、許可を受けずに売買及び賃貸借に係わる、転用を行ったことをご報告させていただきます。

5 協 議 事 項

事務局長 続きます、協議事項の、平成28年度農地利用状況調査についてご説明をさせていただきます。(農地利用状況調査についての説明)

議長 それでは、以上で総会を終わります。

総会終了

終了時間 15時30分